

令和 8 年 4 月 17 日  
東 北 厚 生 局

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが認められたので、下記のとおり、当該不正な請求を行っていた柔道整復師に対し、療養費の受領委任の取扱いを中止相当とすることを決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施 術 管 理 者 豊田 知己（トヨダ トモキ）（51 歳）  
施 術 所 名 いわき南整骨院  
施 術 所 所 在 地 福島県いわき市植田町根小屋 77-1 ゆざビル 1 F  
開 設 者 豊田 知己（トヨダ トモキ）

（注）「中止相当」とは、受領委任の取扱いの中止措置を行う前に、施術所が受領委任の取扱いを辞退している場合、受領委任の取扱いの中止措置が行えないため、「中止」と同様に一定期間は受領委任の取扱いを認めないとするものです。

#### 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和 8 年 4 月 17 日

（当該柔道整復師は、以後 5 年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後 5 年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠

柔道整復師の施術に係る療養費について

（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終  
改正：令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 5 号厚生労働省保険局長通知）

#### 4 受領委任の取扱いの中止相当に至った経緯

患者の通院日数を水増しし、療養費を請求・だまし取ったとして逮捕された当該柔道整復師が、詐欺罪で判決を受けたため、令和 8 年 2 月 4 日及び 20 日に計 2

回の監査を実施し、監査の結果として「5 受領委任の取扱いの中止相当に至った理由」に記載した不正請求の事実を確認した。

#### 5 受領委任の取扱いの中止相当に至った理由

- (1) 実際には行っていない保険施術について、これを行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- (2) 施術録を、施術が完結した日から5年間保存していなかった。

#### 6 療養費の不正及び不当請求額

監査において判明した不正請求額

- ・不正請求額 2名分 7か月分 92,121円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

#### (参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は、患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。